

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成25年7月）

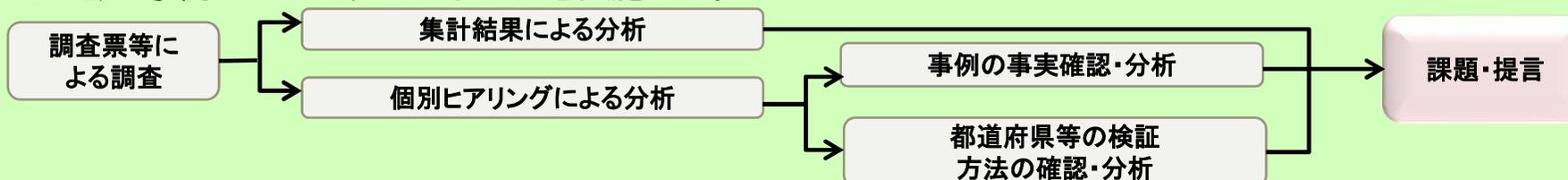
対 象

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡85事例（99人）を対象とした。

	第9次報告			（参考）第8次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計
例数	56	29	85	45	37	82
人数	58	41	99	51	47	98

調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が25人(43.1%)と最も多く、0歳から2歳を合わせると39人(67.2%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が38人(65.5%)、ネグレクトが16人(27.6%)。直接死因は、「頭部外傷」15人(25.9%)、「頸部絞扼以外による窒息」8人(13.8%)、「頸部絞扼による窒息」6人(10.3%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が33人(56.9%)と最も多く、次いで「実父」が11人(19.0%)、「実母と実父」が5人(8.6%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」、「望まない妊娠」、「若年(10代)妊娠」が多かった。
- 加害の動機としては、3歳未満の事例では、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにいらだったため」が多かった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「中毒(火災によるものを除く)」が15人(36.6%)と最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が13人(31.7%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が33人(80.5%)と最も多く、次いで「実母と母方祖母」が3人(7.3%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が14人(34.1%)と多かった。関係機関が関与していても、動機やきっかけが不明のケースが多かった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が17例(30.4%)、心中による虐待死事例が5例(17.2%)であり、市町村(児童福祉担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が16例(28.6%)、心中による虐待死事例が4例(13.8%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で14例(25.0%)、心中による虐待死事例で1例(3.4%)であった。

4 0歳児の「心中以外の虐待死」

- 日齢0日の死亡が7人、月齢0か月の死亡が4人、月齢1~11か月の死亡が14人であった。
- 0日・0か月児の事例では、実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」が9例、「母子健康手帳の未発行」が8例であった。
- 月齢1~11か月児事例では、14例のうち13例で関係機関で何らかの関与があった。

個別ヒアリング調査結果の分析 要保護児童対策地域協議会が関与していた4事例から

1 安全確認の在り方

目視確認のみに偏り、子どもの養育されている状況を総合的に判断できなかったことや過去にできていた安全確認ができなくなったことに危機意識をもつことがなかったことが認められた

2 精神疾患のある保護者等の養育に支援を要する家庭への支援

関係機関で連絡体制を整え、十分な情報共有をしておかなかった

3 要保護児童対策地域協議会を軸とする複数の関係機関の協働によるリスクアセスメントの実施

関係機関が保有する情報を相互に交換し、保護を要する状況についての判断を的確に行い、それぞれの支援を促進することができなかった

4 児童相談所及び市区町村の役割分担と連携の強化

児童相談所と市区町村の間で共通の認識を有した上での役割分担と連携ができなかった

5 転居を伴う事例への対応

転居前の自治体と転居後の自治体の間で情報共有がスムーズに図れなかった

6 きょうだい事例への対応

きょうだいを一時保護をした場合、残されたきょうだいに対して虐待のリスクが高まることを認識して、対処することができなかった

7 市区町村の児童福祉担当部署の職員の専門性の向上

子どもと家族を全体として理解し支援するという視点が欠けていた

8 関係自治体の協働による検証の実施と検証報告の効果的活用

過去の事例における検証結果や指摘されていた課題が生かされなかった

課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備
 - ※ 妊婦健康診査を受けていない妊婦の把握、通常の相談業務等を通じた家庭状況の把握等
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発
- 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施
- 措置解除時の関係機関による支援体制の確保
- 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大
- 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施
- 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力
- 検証報告の積極的な活用

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関（母子保健担当部署）と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進
- 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実
- 若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発

2 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

- 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備
- 地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化
- 管轄が違う地域の関係機関の連携・協働
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進

3 検証の実施と活用による再発防止

- 地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進
- 検証報告の積極的な活用の促進

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 望まない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 乳幼児健康診査が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 過去に自殺企図がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関与している機関が単独で関与して情報の共有・役割分担ができていない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の進行管理会議は行われていたが関係機関が危機意識を共有し、協働して子どもの状況や家族の全体像についてのアセスメントができていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。